

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 交流推進部 小松市埋蔵文化財センター
(河田山古墳群史跡資料館含む)
- 2 監査実施日 令和5年1月26日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和3年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 厳
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、交流推進部次席専門官ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

施設は一旦供用を開始してしまうと、利用している市民は継続を希望し、利用していない市民は賛否を表明することは少ないが、時代の要請に合わせて新たな施設をオープンさせると、全体として施設の維持管理費は増大してくる。埋蔵文化財セ

ンターを含め、市全体の公共施設で施設設置の目的、利用者の数や対象者の属性や偏り、利用者負担の額や水準等様々な要素を検討し、施設の存続を検討できる仕組みづくりを検討されたい。